

事業案内

財団法人

茨城県中小企業振興公社

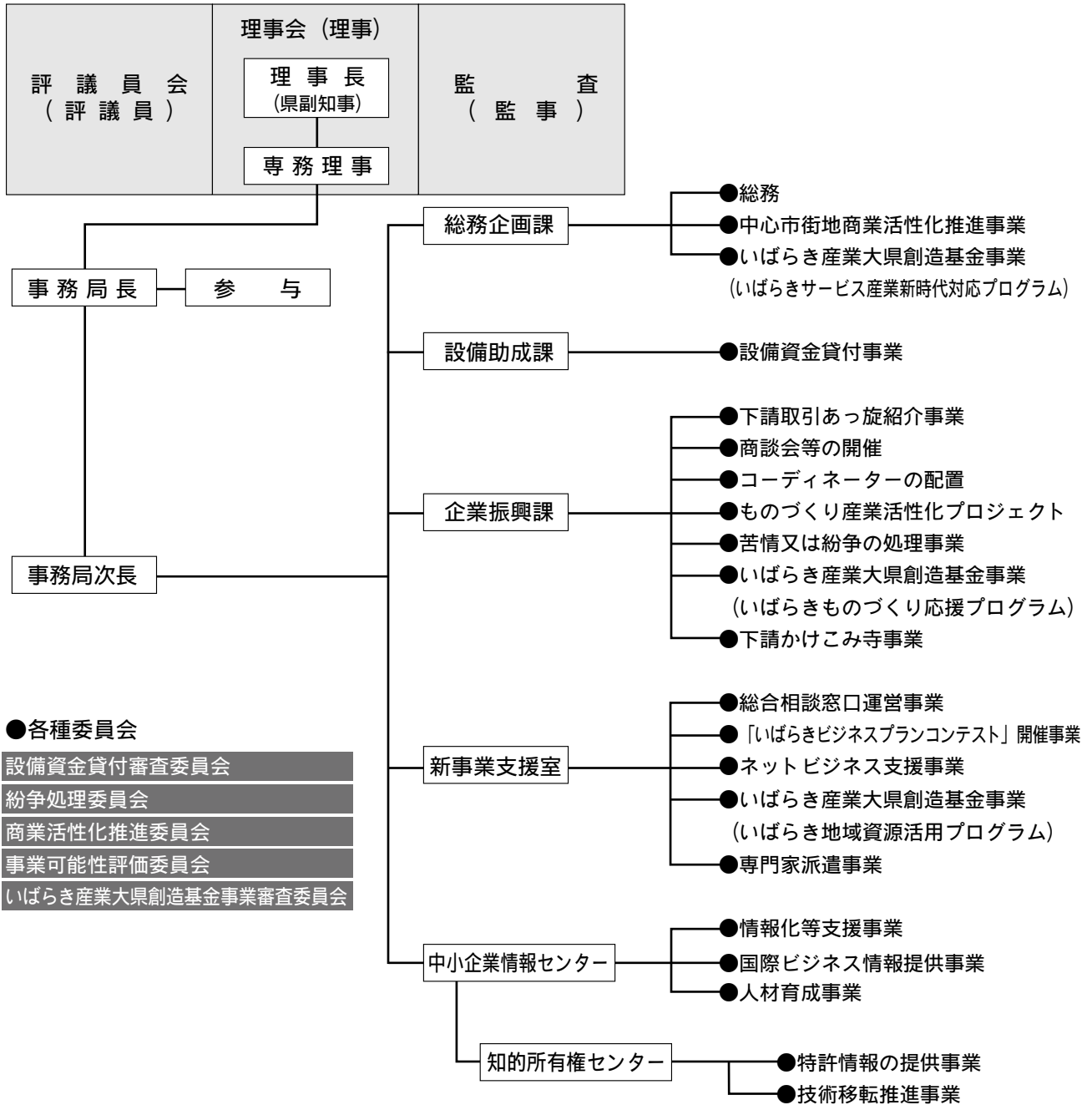
IBARAKI Corporation for Small and Medium Enterprise Promotion

INFORMATION

より幅広くより質の高い中小企業支援を目指して



公社組織図



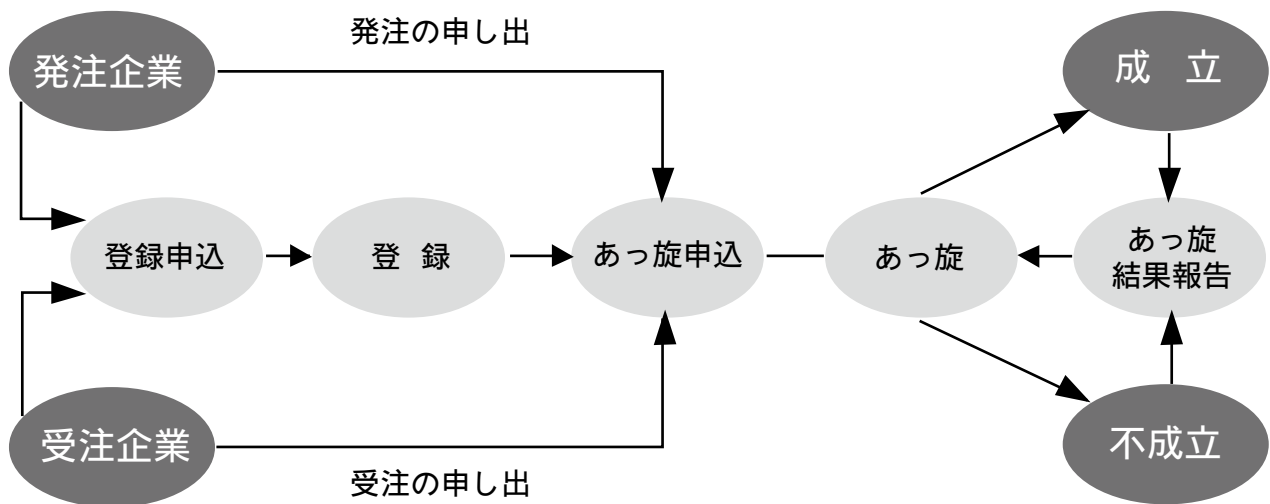
1 取引振興支援

安定した経営を維持するためには、取引先（受・発注）の確保や新分野への進出が必要です。公社では受・発注企業の紹介・あっ旋をはじめ、コーディネーターの配置や各種商談会の開催など、受注機会の創出や販路開拓の支援を行っております。また、下請取引に関する苦情・紛争の調停や下請取引適正化を普及啓発するなど、経営の安定化を支援しています。

●下請取引あっ旋紹介

受注を希望する企業には発注企業，発注を希望する企業には受注企業のあっ旋をいたします。

受・発注のあっ旋・紹介は茨城県内企業に限らず，県外企業についても他都道府県の公社等と連携を図り，あっ旋します。



●コーディネーターの配置

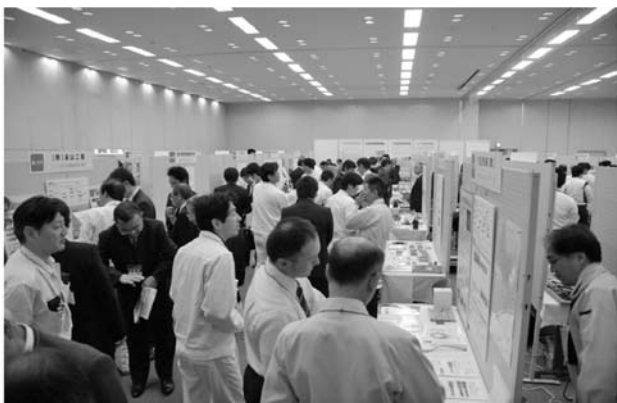
コーディネーター等を8名配置し，首都圏を始めとする大手発注企業等の情報収集と，発注案件開拓を一層強かに推進することで，県内企業への紹介・あっ旋を強化するとともに，ビジネスマッチングを通じて県内企業の課題を具現化し，他事業との連携により課題解決を図りながら受注に結びつけるなど，県内企業の受注量の確保を支援しています。



●商談会の開催

提案型商談会

大手発注企業等が積極的に求めている更なる軽量化、コストダウン、工程改善等に有効な新技術・新工法を提案するとともに、本県ものづくり企業の優れた技術力や製品等を積極的にPRするための「新技術・新工法展示商談会」を開催します。



広域商談会

県内中小企業の取引先拡大を支援するため、県内外の大手発注企業等の資材・外注・購買担当者を招き、広域の合同商談会を開催しています。



特別商談会

収集した県内外の発注企業の情報を基に、逼迫している状況の緩和に資するよう受注戦略を立てながら発注ニーズに迅速に対応する特別商談会をタイムリーに実施しています。

●苦情紛争処理

「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」の下請取引に関する苦情や紛争について相談に応じ、その解決について、あっ旋を随時行っています。

さらに、適切なアドバイスを得るために顧問弁護士を設置して、多様な相談に応じております。

●下請かけこみ寺事業

国が行う「下請かけこみ寺事業」を受託し、取引に関する様々な相談に対して相談員が親身になって対応するなど、下請取引の適正化を促進しています。

- ・下請取引に関する各種相談への対応
- ・裁判外紛争解決手続きの普及啓発

●下請取引適正化支援

下請代金支払遅延等防止法の遵守を図るため、講習会の開催や外注（下請）取引標準約款等、各種ガイドブックを無料で配布するなど、下請取引の適正化を普及啓発しています。

2 いばらき産業大県創造基金により支援

本県の豊かな地域資源や、つくば、東海等の最先端の科学技術を活用した新事業、新産業の創出、新時代に対応した生活支援サービスといった地域密着型の事業まで、幅広く多様な中小企業の取り組みを支援し、「産業大県いばらき」の実現を目指します。

●いばらき地域資源活用プログラム

本県の強みとなる農林水産物、産地技術、観光資源など県の基本構想に想定された地域産業資源等を活用したり取り組み等への支援。

①事業計画の作りこみ、②試作品開発、③創業

【対象者】

中小企業者、起業者等

【助成額】

最大①200万円、②300万円、③100万円（助成率 2 / 3）

●いばらきものづくり応援プログラム

①大学・試験研究機関等との共同研究。

②展示会への出展、国際認証の取得等の販路拡大等を通して中小企業の経営革新を支援。

【対象者】

日本標準産業分類の大分類 E（製造業）に該当する中小企業者、これらを主たる構成員とする組合・グループ等

【助成額】

最大①500万円、②100万円（助成率 2 / 3）

●いばらきサービス産業新時代対応プログラム

少子高齢化や男女共同参画社会など新時代に対応した生活支援サービス産業等の新たな取り組みにおけるニーズ調査・計画策定など創業への支援。

【対象者】

中小企業者、NPO法人等

【助成額】

最大300万円（助成率 2 / 3）



お問い合わせ

新事業支援室 / TEL. 029-224-5339

企業振興課 / TEL. 029-224-5317

総務企画課 / TEL. 029-224-5317

3 創業・新事業創出支援

公社は、「中小企業新事業活動促進法に基づく中核的支援機関」及び「中小企業支援法に基づく県中小企業支援センター」として、公社内に、中小企業等の相談窓口「ベンチャープラザ」を設置し、創業や経営等に関する相談にコーディネーター等が幅広く対応するとともに、県内の新事業支援機関等と連携を図りながら、創業を目指す企業家や新分野進出を目指す中小企業等に対し、きめ細かな支援を行います。

● 総合相談

総合相談窓口「ベンチャープラザ」を設置し、経営・技術等の専門家が創業手続・経営・技術開発など幅広い分野で相談に応じます。

相談内容	創業手続、法務、税務、経営、技術開発、資金調達、国・県等の支援施策等
相談日	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
相談方法	窓口相談※（電話・ファックス・電子メール等でも可）【相談無料】 ※できるだけ事前予約のうえ、来訪ください。また、予約制の専門家相談につきましては、新事業支援室までお問合せください。
専門家一覧	専門家の情報や相談予定日は、公社ホームページに掲載しております。

● 専門家派遣

経営・技術等の専門家を派遣し、経営・技術等の課題解決に向けた助言等を行います。

1 中小企業マネジメントエキスパート派遣

内容	派遣期間	企業負担
経営管理の専門知識を有するマネジメントエキスパートを中小企業に派遣し、経営的課題解決に向け支援します。	原則6ヶ月以内で10日間	派遣費用1/3相当額負担

2 中小企業テクノエキスパート派遣

内容	派遣期間	企業負担
技術関係の専門的知識を有するテクノエキスパートを中小企業に派遣し、技術的課題解決に向け支援します。	原則6ヶ月以内で60日間	派遣費用1/3相当額負担

● ネットビジネス支援

「茨城県ネットビジネス支援デスク」を設置し、ネットビジネスに係る支援を行います。

相談内容	電子商取引(ネット通販、受注・発注)、ホームページ作成 等
相談日	原則毎週 火・水・木曜日 午前9時～午後5時
相談方法	デスク窓口での相談※（電話・ファックス・電子メール等でも可） 【相談無料】※事前予約のうえ、来訪ください。また、不在時は新事業支援室までお問合せください。

● いばらきビジネスプランコンテスト開催

茨城県内で創業又は新たな事業展開を目指す方を対象にコンテストを開催し、優秀なプランに創業等資金やプレゼンテーションの場の提供など各種支援を実施することにより、創業や新たな事業展開を支援します。

お問い合わせ ベンチャープラザ・新事業支援室／TEL. 029-224-5339
茨城県ネットビジネス支援デスク／TEL. 029-879-7684
〒305-0861 つくば市谷田部4459-12
つくば国際貨物ターミナル(株)内

4 設備資金支援

公社では、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金を、無利子でお貸しすることにより、企業の皆様が容易に資金調達できるよう支援いたします。

●設備資金貸付制度一覧表

●常用従業員	○原則20人以下（卸売業・小売業・サービス業は5人以下） （50人以下は、県知事との協議により貸し付けることができます。）
●対象業種	○全業種 ただし、農林漁業、金融・保険業、風俗業、射幸的娯楽業等一部業種を除きます。
●対象設備	○全設備 ただし、土地、建物、中古品、業務用に供するもの以外の車両、法定耐用年数3年未満の設備、資産計上できないもの（設備金額10万円未満）は除きます。
●貸付金額	○原則50万円～4,000万円 ※1年未満の創業者は25万円～4,000万円 1年以上5年未満の創業者は50万円～6,000万円 産業活力再生特別措置法等の特例措置に該当する場合は66万円～6,000万円
●貸付率	○設備購入資金の1/2以内 ※産業活力再生特別措置法等の特例措置に該当する場合は2/3以内
●償還期間	○一般設備7年以内（1年以内の据置期間含む） ○公害防止施設12年以内（1年以内の据置期間含む）
●償還方法	○償還金はすべて約束手形（マル専手形でも可）でお支払していただきます。
●連帯保証人担保	法人企業の場合：代表者+1名以上 個人企業の場合：2名以上 ※必要に応じて担保を提供していただきます。
●利息	○無利子

※詳細については、設備助成課までお問い合わせください。

●申込期間

平成23年4月1日～平成24年1月31日（ただし、予算の状況により途中で締め切ることがあります。）

●申込場所

所轄の商工会議所・商工会又は直接公社に下記書類を添えてお申し込みください。

- 申込書
- 申込設備の見積書の写し
- カタログ、仕様書等（写しでも可）
- 設備購入契約書の写し（契約済の場合）
- 最近3ヶ年の決算書（確定申告決算書の全部）の写し
- 県税納税証明書（県税事務所発行様式第40号の4（イ））
- 許認可を証する書面の写し（許認可を必要とする業種のみ）
- 代表者の住民票（創業者のみ）

5 知的財産支援

● 「知財総合支援窓口」の設置

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制の整備、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘を行うため、「知財総合支援窓口」を設置し、専門の人材を配置することで、中小企業等が抱える知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行います。

知的財産権制度の概要説明

特許等の産業財産権制度、営業秘密（ノウハウ）等の不正競争防止法など、知的財産権制度に関する制度概要やそれらの違いなどについて説明します。

特許出願などの手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法、同ソフトの操作方法の説明及び電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願（電子証明書を用意がある場合に限り）を支援します。

特許電子図書館（IPDL）の検索指導

特許電子図書館（IPDL）を活用して、既に特許出願されている、または特許になっている（権利化されている）内容等の検索・操作方法を支援します。

特許明細書骨子構築支援（添削アドバイス等）

特許権取得に不慣れな中小企業等に対して、特許明細書の作成方法や作成した明細書に対する添削等のアドバイスを行います。

ライセンス契約、技術移転等支援

大学・公設試や企業等が保有するライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘等による仲介支援、契約書ひな形の提供、注意事項等の説明など必要な情報提供を行います。

知的財産戦略策定支援

中小企業等における経営上の課題（自社の製造・市場開拓・販売能力の検討）と結びついた知的財産の戦略的な活用方法（知的財産保護やノウハウ管理の選択等）の策定を支援します。



6 情報化・国際化・人材育成支援

世界規模で加速する情報化の進展や経済のグローバル化といった社会経済情勢の変化を背景に、IT化・国際化への取り組みが企業経営上の重要な選択肢の一つとなっています。公社では、中小企業のIT化・国際化への取り組みに対し、県や各支援機関とのネットワークのもと、各種情報の提供や相談への対応、研修会・セミナー等を通じて支援いたします。

情報化支援

● 公社ホームページ・メールマガジンによる情報提供

ホームページを通して中小企業のニーズに即した情報を一元的に提供するとともに、メールマガジンを月2回定期配信し、これらの情報をいち早くお届けしています。

※ 「助成金」「商談会」「設備資金」等の公社事業案内

※ 国、県、各支援機関、商工団体等関係機関の各種支援情報

公社ホームページ	http://www.iis-net.or.jp/
メールマガジン登録	http://www.iis-net.or.jp/melmaga/regist.php

● 茨城県企業情報提供システムによる自社PR，受発注支援

登録されている企業情報を様々なキーワード（社名、製品名、所在地等）によって検索することが可能な「企業情報データベース」です。受発注先の開拓等ビジネスチャンスの拡大に寄与するほか、製品写真掲載が可能であるため、自社PRにもつながります。なお、当システムはオンラインでの新規申込及び企業情報の更新が可能です。

http://www.iis-net.or.jp/e-info_new/index.php

● 中小企業情報誌「WING 21 いばらき」による情報提供

成果をあげている県内中小企業の取り組み事例とともに、中小企業支援施策等の有益な情報を隔月提供しています。

<http://www.iis-net.or.jp/wing/wing.php>

● 中小企業IT活用に関する実態調査の実施

県内中小企業の情報化の基礎資料に資するとともに、IT化支援事業に反映させるため、県内中小企業のIT活用に関する実態調査を実施し、公社ホームページ上で公表しています。

● 図書・ビデオライブラリーの運営

中小企業の経営や中小企業支援機関の業務等に役立つ「図書」「ビデオ」「資料」の貸出・閲覧サービスを行います。当サービスは、ホームページ、電話、電子メール、来社のいずれの方法でもお申込み可能です。

国際化支援

● 貿易相談窓口

貿易全般に関する相談に対応し、輸出入実務を行う際の各種疑問点の解決を支援します。また、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)等の国際化に関する支援施策についての情報を提供します。

◇相談例：各国の輸出入規制や関税率を知りたい
海外展示会情報を調べたい等

● 無料貿易相談会

ジェトロ認定貿易アドバイザーによる輸出入や海外投資に関する専門的かつ実務的な貿易相談を実施し、海外企業との商談、取引の際に発生する様々な課題解決を支援します。

◇相談日：原則毎月第1・第3水曜日(事前予約制)
◇相談時間：10時～12時 13時～15時

● 貿易実務研修

貿易実務担当者を対象に、国際取引についての実務知識習得に関する研修を開催し、自社内での実務担当者の育成を支援します。

◇過去の開催内容：「貿易実務用語の解説」から「貿易トラブル防止策と対処法」等5回講座で実施。

● 国際化セミナー

輸出の促進に関するセミナーや各国の経済事情等について事例を交えたセミナー等を開催します。

◇過去の開催内容：海外ビジネスリスク回避セミナー
中国経済セミナー
台湾経済セミナー 等

● 食品輸出総合支援

食品輸出等の専門家を配置して、食品関連企業に対して相談窓口を設置し、輸出に関する各種相談に対応する他、海外展示会出展を支援します。

人材育成支援

● 経営関連セミナー

専門家による「会計普及・啓発」に関するセミナーを実施します。

◇過去の開催内容：「適切な会計処理による決算書」を作成することの意義・必要性和、それを実務に活かし、経営力を高めるためのポイントについて実施。

7 中小商業支援

中小商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、都市構造・交通体系の変化に加え、大店法の規制緩和等と相まって大型店の進出により、価格競争の激化、更には地域間・業態間での競争の激しさを増している状況にあります。こうした中、公社では中心市街地における商業地域の活性化を図るため「中心市街地商業活性化基金」を設置し、各種ソフト事業に対して支援いたします。

●中心市街地商業活性化推進事業

中心市街地における商業地域の活性化を図るため、以下の事業を通して中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）第15条第1項第2号に規定する中心市街地活性化協議会の構成員たる商工会、商工会議所、特定会社及び公益法人が行うソフト事業に対して助成をしております。

●助成金交付対象事業

(1) コンセンサス形成事業

商業関係者、地域住民等の合意を形成するための事業

(例) 地域住民、地権者、商業関係者等の商店街の活性化に向けた同意作りのための委員会、調査、説明会等の開催等

※中心市街地活性化協議会の構成員になりうる商工会議所・商工会等も対象となります。

(2) テナント・ミックス管理事業

商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業

(例) 商業集積としての魅力を高めるために必要な業種・業態のテナントが空き店舗に入居する際の家賃補助

(3) 広域ソフト事業

複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業

(例) 中心市街地における広域スタンプ事業、広域商品券発行事業、広域マーケティング事業等

(4) 事業設計・調査・システム開発事業

商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業

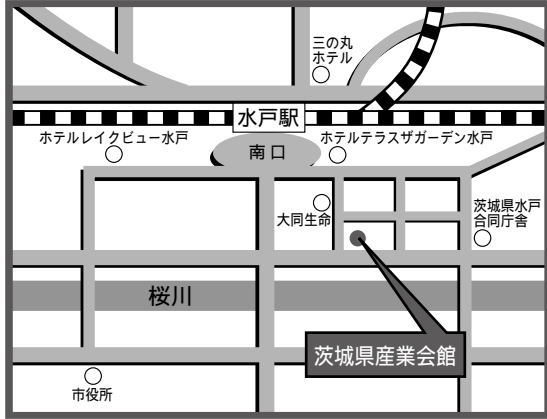
(例) 複合カードシステム、共同駐車場の運営・管理システム、ゴミ収集システム等のフィージビリティ・スタディ

●助成率等

助成率 9 / 10 以内

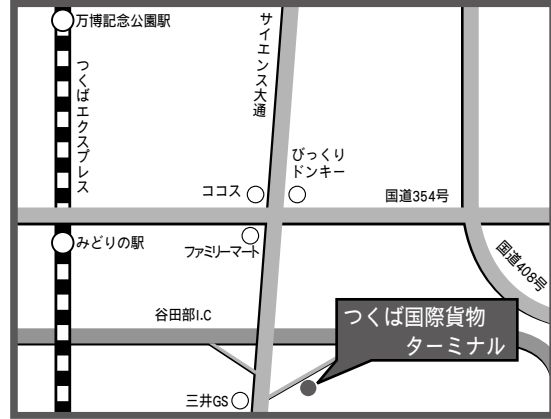
(ただし、店舗賃借料：店舗賃借料 / 月 × 月数 × 1 / 3)

助成限度額 1,000万円



(本部)

茨城県水戸市桜川2丁目2-35
 茨城県産業会館9階・12会階
 TEL.029-224-5317
 FAX.029-227-2586
 HPアドレス <http://www.iis-net.or.jp>



(つくば)

茨城県つくば市谷田部4459-12
 つくば国際貨物ターミナルビル1階
 TEL.029-879-7681(つくばオフィス)
 029-879-7684(ネットビジネス支援デスク)
 FAX.029-879-7686